

サービス・移動支援等の支給時間について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。
0 愛知県	<p>障害福祉サービス事業の訪問系サービスについては、適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村において、あらかじめ支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給決定量を定める基準)を定めています。国は、市町村との精算基準として国庫負担基準を定めておりますが、市町村が支給決定基準を設定するに当たっては、国庫負担基準が個々の利用者の支給量の上限になるものではないことを国は示しており、市町村において柔軟に実施しているものと理解しております。また、移動支援事業等の市町村が実施する地域生活支援事業につきましては、各市町村の判断において、地域の特性、障害者・児の状況やニーズを勘案した上で柔軟な事業形態で実施することとなっておりますが、主要都道府県民生主管部局長連絡協議会として6月に、及び16大都道府県障害福祉主管課長会議において8月に、国に対し、「法で指定した必須6事業については、障害者の日常生活や社会参加など障害者の自立支援に不可欠なサービスであるとしていることから、地域間格差を生じさせることなく適切な水準を確保できる国庫負担金として、地方負担分についても、的確な交付税措置を行うこと」と要望するなど、あらゆる機会を通じて要望しております。</p>
1 名古屋市	<p>訪問系サービスの支給決定については、支給決定基準に基づいて行っていますが、必要な場合には基準を超える支給決定ができるようになっております。</p> <p>移動支援事業は外出の内容により、①必要不可欠な外出、②その他の外出に区分されており、①必要不可欠な外出については聞き取りにより必要な時間を支給決定しております。②その他の外出については、公費支出の範囲として一定の時間を設定しておりますので、ご理解ください。</p>
2 豊橋市	<p>【訪問系サービス】障害程度区分ごとの支給決定基準を定めており、基準に基づき支給決定していきます。</p> <p>【移動支援】本市ガイドラインにより、上限30時間/月で設定しており、現在のところ支給時間数の拡大は考えていません。</p>
3 岡崎市	<p>障がい者の心身の状況や生活状況を勘案して必要とする時間を支給しています。</p>
4 一宮市	<p>ヘルパー利用などの訪問系サービスについては、特に上限時間を定めていません。移動支援については、余暇利用を主な支援とし40時間としています。</p>
5 瀬戸市	<p>国の定める基準に従い運用していますので、訪問系サービスには余暇利用は含まれません。</p>
6 半田市	<p>サービスの支給量に関しては、一定の基準に基づき運用しておりますが、基準以上の申請があった場合には、利用者の利用目的や障がいの状態、生活環境などの聞き取りを行ったうえで、個別支援会議で協議し、必要な支給量と判断した場合に、基準以上であっても支給決定をしております。</p>
7 春日井市	<p>障がい福祉サービス及び地域生活支援サービスにおいては、市が定める支給決定基準に基づいて支給量を決定しています。これは、障がい程度区分だけでなく、障がい者が生活する環境を考慮したものとなっております。また、基準を超えた申請については定形外として検討し、障がい程度区分判定審査会の意見を聴取することとしています。</p>
8 豊川市	<p>訪問系の居宅介護や移動支援の支給時間については、本人の心身の状況や置かれている環境などを勘案して、必要性に応じて適切なサービスが利用できるよう努めます。</p>
9 津島市	<p>利用者と相談の上、必要な時間数を支給しております。</p>
10 碧南市	<p>申請された障害者・児の必要な理由に応じて検討し、支給します。</p>

市町村名		訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。
11	刈谷市	<p>社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出をする際の外出時における移動の介護、外出時の移動の介護等外出時の付き添いが円滑にできるよう、支給しています。</p> <p>具体的には、「社会生活上必要不可欠な外出」とは、市役所等公共機関での手続き、生活必需品(食材料の購入を除く。)の購入などの外出とし、長期(1週間程度以上)にわたる通勤・通学及び営業活動等の経済活動に係る外出を除きます。「社会参加のための外出」とは、福祉センター等の公共機関、スポーツ・文化施設、公園、などの外出とし、社会通念上適当でない外出を除くものとしています。</p>
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	引き続き、国の制度に基づき適用していく予定です。
14	西尾市	両サービス共に障がい者の生活状況を聞き取りながら、障害のある方の要望に近い形で相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、生活支援をする上で過不足ない形で支給決定を考えていきたいと思っております。
15	蒲郡市	訪問系サービス、移動支援の支給時間に関しましては、利用者の意向を聞き取り、適正に支給してまいります。
16	犬山市	障害程度区分で利用時間の支給制限はしていません。個別に実態を調査・勘案し必要量を支給しています。
17	常滑市	支給については、その方の状況や家族状況等を考慮して必要な時間を支給しております。
18	江南市	支給量決定基準により、必要となる支給量を支給します。
19	小牧市	訪問系サービス、移動支援の支給時間につきましては、申請者の利用計画を聞き取った上で、サービス等利用計画等に基づき福祉事務所内で適正な支給決定を行っております。
20	稲沢市	地域生活支援事業の移動支援については、支給時間の上限は設けていませんが、訪問系サービスも含め、障がい者の生活実態、ニーズや置かれている状況を聞き取り、必要なサービスを計画的に御利用いただける時間数を支給しております。
21	新城市	必要時間の支給をしています。
22	東海市	障害者の要望を尊重し支給決定しております。
23	大府市	認定調査と審査会での審査を適正に行い、公正な区分認定に努めています。移動支援の支給決定には上限は設けておらず、必要見込量に基づく予算確保に努めています。
24	知多市	障がい者・児が必要とする時間を支給しております。
25	知立市	サービスの利用計画を確認し、必要と思われる分の支給を行っております。現在支給量に上限を設けていませんが、必要以上の支給は行いません。
26	尾張旭市	訪問系サービス、移動支援の支給時間については、支給決定基準を基本支給量とし、個々の実態に応じた量を支給しております。
27	高浜市	真に必要なサービスについては、支給時間を制限することなく支給しています。
28	岩倉市	利用者との話し合いの中で、必要と認められるものは時間制限なく、支給しています。
29	豊明市	原則の基準はありますが、一定の要件により必要に応じて上限を超えて支給決定ができることとしています。
30	日進市	個別ケースに応じて、サービス等利用計画を勘案して必要時間数を支給しています。
31	田原市	本市におきましては、必要な社会参加活動として、余暇利用を目的とした移動支援の支給を行っており、また支給量の上限も定めておりませんが、相談や申請時に状況を聞き取り必要な支給量を決定しております。今後も同様に支給決定を行います。
32	愛西市	当市では、ケアマネージャーが本人及び家族とよく話し合い、サービスの利用計画を作成し、その計画に基づいて、余暇利用も含めて必要最低限の支給時間を確保し、支給しています。
33	清須市	支給時間は、国庫負担基準に応じています。

市町村名	訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。
34 北名古屋市	支給量については、サービス等利用計画やケアプランに基づいて支給しています。
35 弥富市	利用者及び家庭の状況を勘案し希望に添えるよう支給決定しております。
36 みよし市	※文書回答なし
37 あま市	現在、支給制限は行っておりません。
38 長久手市	現行どおりとします。
39 東郷町	訪問系サービスの支給時間は、個々のケースの状況も勘案したうえで決定しています。 また、移動支援の支給時間については①未就学・小学生、②中学生・高校生、③一般とそれぞれ支給量上限を設けていますので、現時点において支給量を超える時間分を支給することは考えておりません。
40 豊山町	障害者自立支援法に基づき実施します。
41 大口町	訪問系サービス、移動支援のいずれにおいても、余暇活動を含め、実情に合わせた予算措置を行っており、適切な時間数を設定しております。
42 扶桑町	障がいのある方の事情を十分配慮し支給決定しています。
43 大治町	支給量決定の際には、必要時間数の聞取りなどを行っており、必要時間数が支給されていると考えております。
44 蟹江町	現行どおりとします。(現在必要時間数を支給している)
45 飛島村	ケースにより検討する。
46 阿久比町	必要と認める支給時間をお願いします。
47 東浦町	支給時間については、面接等の聞き取りにより、必要となる時間を支給しております。
48 南知多町	国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。
49 美浜町	原則として上限は定めているが、必要に応じて個別に対応している。
50 武豊町	現行制度で実施します。
51 幸田町	制度改善につきましては、機会あるごとに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
52 設楽町	障害者の状況を踏まえて、柔軟な対応を進めます。
53 東栄町	特に制限を設けてない。移動支援については、余暇活動も認めている。
54 豊根村	特に制限していません。